

## 意見書

平成 20 年 12 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2008(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2008(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

頁	段 落	意 見
総論		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新競争促進プログラム 2010」において、2010 年までに一種・二種の指定電気通信設備制度の包括的な見直しを実施するとされ(※1)、見直しにあたっては、競争評価に基づく市場画定と各市場における市場支配力の有無の検証に基づきドミナント規制の適用の可否を判断する枠組みを構築することが示されているところです(※2)。</li> <li>・ また、2008 年度の競争評価は、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針 2006～2008」(以下「基本方針」という。)で整理された第二期の最終年にあたり、2009 年度以降の競争評価実施の枠組みの検討が必要になるものと認識しています。</li> <li>・ 従って、競争評価制度を今後、他制度の政策議論で活用する方向を模索するのであれば、今年度は、競争評価制度の在り方や実施プロセス等について見直しを行うべき時期にあると考えますが、現行の競争評価制度については、以下の課題があると弊社共では考えており、他制度との連携を図る上ではこれらの課題の解決を優先する必要があると考えます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 分析の枠組み（定点的評価の重点項目の設定方法、戦略的評価のテーマ設定方法、定点的評価と戦略的評価の相関性等）</li> <li>② 分析の手法（市場画定やアンケート手法等）</li> <li>③ 評価の手法（市場支配力の認定の在り方、存在と行使議論等）</li> </ul> </li> <li>・ これら①～③の課題については、まずは関係者間での議論プロセスを経て合意形成を行う必要があると考えます。その上で、結果を 2009 年度以降の競争評価制度の実施方針として反映すべきであり、また他制度との連携については具体的な方法及びスケジュール等も明らかにすべきです。</li> </ul>

頁	段 落	意 見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、昨今の電気通信市場における状況を考慮すると、FTTH 市場においては、東日本・西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という)殿によるシェア増が継続する等独占が進展しており、当該市場における競争状況は極めて憂慮される状況であると考えられます。この点、2006 年度及び 2007 年度の競争評価において連續して固定独占市場からのレバレッジによる市場支配力行使が懸念され、当該市場における事業者間取引の定期的な分析の必要性が示されているところもあり(※3)、今後の競争評価においては、FTTH 市場について特に重点的に分析していく必要があるものと考えます。</li> <li>・ 上記の認識を踏まえて、2008 年度実施細目(案)について、以下項目別に意見します。</li> </ul> <p>※1 「『ネットワーク中立性に関する懇談会報告書』を踏まえ、市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組みに移行するとともに、ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みを再構築する。このため、08 年度中を目途に指定電気通信設備制度の見直しについて具体的な結論を得て、その後速やかに所要の制度整備を実施し、2010 年までに運用を開始する。」(平成 19 年 10 月 23 日改定「新競争促進プログラム 2010」)</p> <p>※2 「競争評価をドミナント規制の運用面に関連付けて運用する場合、具体的には市場画定における活用、市場支配力の認定における活用、行為規制の運用面において適正な公正競争要件の確保を図る上での検証への活用等が想定される。」(平成 19 年 9 月公表「ネットワーク中立性に関する懇談会報告書」)</p> <p>※3 「FTTH と ADSL の市場構造の差異、その要因等についての分析の深化を図る必要がある。なお、競争評価の目的は、過去の実績データから市場構造を分析することにあるが、ブロードバンド市場は動態的に変化している市場であり、単一時点を取り上げた評価ではそのダイナミズムを捉えることは困難であり、本来、事業者間取引について定期的な分析を行い、市場構造の変化とその要因を正確に把握することが望ましい」(平成 20 年 9 月 5 日公表「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007」)</p>
1	1-1 定点的評価	<p>【総務省案】</p> <p>なお、本年度は現行の基本方針がカバーする最後の年度であることに鑑み、2009 年度以降の競争評価に向け、今後取り組む</p>

頁	段 落	意 見
		<p>べき課題等についての整理を試みる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>＜フォーカスすべき分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総論で述べたとおり、今後の競争評価では、競争上の懸念が高い重要な領域、つまり FTTH 市場について、仔細な分析を行うべきです。また、同市場に関しては、小売市場の分析に留まらず卸売市場の分析が不可欠であり（※4）、当該卸売市場について継続して分析すべきものと考えます。なお、当該卸売市場の分析にあたっては、その重要度や、評価の作業及び事業者からの情報収集の負担を考慮し、NTT 東西殿と接続事業者との間の事業者間取引のみを分析の対象とすべきと考えます。</li> <li>・ なお、今回の実施細目（案）では重点評価の対象となる領域（以下、「重点領域」という。）が設定されていませんが、基本方針において「四つの領域を全て詳細に分析することは現実的ではないため、市場環境の変化や政策的な重要性に応じて、実施細目において、毎年度の重点評価の対象となる領域を決定するものとする。」とされているところもあり、今年度の競争評価において重点領域の設定を行わないのであれば、実施細目においてその理由を明記すべきです。</li> </ul> <p>＜ブランド力の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点的評価においては、これまで NTT グループのブランド力について一定の影響を認める評価が出されていますが、未ださらなる影響を分析するまでの評価手法は定まっておらず、その検討も十分に行われていない状況にあるものと考えます。ブランド力の具体的な評価手法については、アドバイザリーボード等の場を活用し関係者間で十分な検討を実施することにより、今年度の競争評価において一定のブランド評価手法を確立するとともに、2009 年度以降の基本方針にブランド力の評価手法を反映することを可能とすべきと考えます。</li> </ul> <p>※4 「事業者間取引市場については指定電気通信設備制度によって市場のゆがみを是正している部分があるため、当該制度が市場環境の変化に適切に対応するものとなっているかについて不断の検証が必要」（平成 20 年 9 月 5 日公表「電気通</p>

頁	段 落	意 見
		信事業分野における競争状況の評価 2007)、「事業者間取引市場は競争政策上重要なテーマであり、(略)2007 年度以降の競争評価においても継続的に実施していくことが重要」(平成 19 年 7 月 13 日公表「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006)」
1	1-2 戰略的評価 新サービスの市場競争への影響に関する分析	<p>【総務省案】</p> <p>2008 年度における戦略的評価のテーマは、「新サービスの市場競争への影響に関する分析」とし、FMCなど市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響について分析することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>&lt;テーマ選定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針において「戦略的評価のテーマは毎年度の実施細目で決定するが、テーマの候補については広く募集を行うことが望ましい」とされているところであり、制度の十分な透明性確保の観点から、本来、テーマの設定は公募等の手続きを踏まえて行われるべきと考えます。仮に、公募等の手続きなしに総務省殿主導にてテーマを設定するのであれば、実施細目において、テーマのみを示すのではなく、テーマの選定理由等を明らかにすべきと考えます。</li> </ul> <p>&lt;分析対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施細目(案)にあるとおり、2008 年度のテーマを「新サービスの市場競争への影響に関する分析」とする場合、FTTH 市場については急速な移行が進んでおり連年レバレッジの懸念が示されている点を考慮し、FTTH 回線に紐づいたバンドルサービス(ブロードバンド回線に紐づく光 IP 電話・IPTV 等のバンドルサービス)にフォーカスすべきと考えます。</li> <li>・ この際、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、圧倒的に高いシェアを持つ NTT グループによる当該サービスについて、同グループの共同的・一体的営業による影響も含め、重点的に分析することが必要であると考えます。</li> </ul> <p>&lt;分析手法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戰略的評価の分析手順については、透明性・客觀性の観点からも、実施細目の中で具体的に明示すべきと考えます。</li> </ul>

頁	段 落	意 見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、定点的評価と戦略的評価については、相互に結果を共有し、双方の分析結果を加味した上での総合的な分析結果を導出するなど、競争評価全体での評価の精度を高めていくことが必要と考えます。</li> </ul>
1~2	2 競争状況における透明性の確保	<p>【総務省案】</p> <p>競争評価のプロセスについて、十分な透明性を確保するとともに、関係各方面の幅広い知見を反映させる観点から、実施細目及び評価結果について意見招請を実施するとともに、事業者説明会等を必要に応じて開催する。また、競争評価に係る重要事項の決定については、学識経験者で構成する「競争評価アドバイザリーボード」(2006年11月設置)における議論を踏まえることを原則とする。なお、本会合は原則公開とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針において、「競争評価における議論は、中立性や透明性が特に重視される」と述べられているとおり、競争評価の各評価プロセスについて、十分に透明性を確保することは必須です。従って、制度全体の透明性確保や評価結果の信頼性向上のために、特定の方向性を出すことを前提にしたような恣意的な分析テーマの設定や、アンケートの取り方などにならないようこれらの情報については事前に情報開示がなされ、関係者の意見を踏まえたものにして行く必要があると考えます。従って、アンケートの設問、回答結果・集計結果等のデータ、検証に係るプロセス等も可能な限り公表・関係者の意見を収集するなどのプロセスを踏むべきと考えます。</li> </ul>
2	3-1 情報収集 ① 需要者(利用者) 側からの情報収集	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 個人の利用動向調査 (略)</p> <p>(2) 法人の利用動向調査 (略)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度全体の透明性確保や評価結果の信頼性向上の観点から、2「透明性の確保」で述べたとおり、実施細目において、事</li> </ul>

頁	段 落	意 見																		
		業者からの情報収集項目だけでなく、需要者からの情報収集項目(アンケートの内容や設問)についても明記すべきです。																		
3	3-2 市場の確定	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることは競争状況を的確に把握する上で適当でない。(略) 原則として従来の市場画定の結果を踏襲する(図1~4参照)。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1「定点的評価」において述べたとおり、FTTH市場について継続的に卸売市場に係る分析を実施すべきであり、当該卸売市場に係る市場画定についても実施細目に追記すべきと考えます。具体的には、当該卸売市場について、集合住宅向けと戸建住宅向けを区分して市場画定し、特に、NTT東西殿のシェアが圧倒的に高い戸建て住宅向けの市場にフォーカスし、NTT東西殿と接続事業者間の取引条件等を仔細にみることを追記すべきと考えます。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定電話</th> <th colspan="3">インターネット接続</th> <th>法人向けNWサービス</th> <th>移動体</th> </tr> <tr> <th>固定電話（加入）</th> <th colspan="3">プロードバンド</th> <th>ISP</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継電話</td> <td>050-IP電話</td> <td>ADSL</td> <td>FTTH 戸建 集合</td> <td>CATV インターネット</td> <td>新型WANサービス 専用サービス 携帯電話・PHS</td> </tr> </tbody> </table> <div style="background-color: #ffffcc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>FTTH市場の中の戸建市場におけるNTT東西と接続事業者間の取引条件等を分析すべき</p> </div>	固定電話	インターネット接続			法人向けNWサービス	移動体	固定電話（加入）	プロードバンド			ISP		中継電話	050-IP電話	ADSL	FTTH 戸建 集合	CATV インターネット	新型WANサービス 専用サービス 携帯電話・PHS
固定電話	インターネット接続			法人向けNWサービス	移動体															
固定電話（加入）	プロードバンド			ISP																
中継電話	050-IP電話	ADSL	FTTH 戸建 集合	CATV インターネット	新型WANサービス 専用サービス 携帯電話・PHS															

以上